

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案要綱

第一 罰則の見直し

一 許可を受けずに核兵器等又はその開発のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物を輸出した者に対する罰則について、罰金額の上限を三千万円（当該貨物の価格の五倍が三千万円を超えるときは、当該価格の五倍）に引き上げ、法人処罰に係る罰金額の上限を十億円（当該貨物の価格の五倍が十億円を超えるときは、当該価格の五倍）とするなど、罰金額の強化を行うこと。

（第六十九条の六、第六十九条の七及び第七十二条関係）

二 第二十五条第一項若しくは第四項の役務取引の許可又は第四十八条第一項の輸出の許可に付した条件に違反した者に対し、百万円以下の罰金等の罰則を設けるなど、所要の罰則の整備を行うこと。

（第七十条関係）

第二 貨物の輸出入規制に違反した者に対する制裁の見直し

一 貨物の輸出入に関し、第十条第一項に規定する対応措置（第四十八条第三項又は第五十二条に係るものに限る。）に違反した者に対する輸出入を禁止する制裁期間の上限を、三年に延長すること。

(第五十三条第二項関係)

二 貨物の輸出入規制に違反した者(以下「違反者」という。)に対して輸出入等を禁止する場合において、当該禁止の理由となった事実及び当該事実に関して当該違反者の役員等が有していた責任の程度を考慮して当該禁止の実効性を確保するために当該禁止に係る業務を制限することが相当と認められる場合には、当該役員等に対して、当該禁止期間と同一の期間を定めて、当該業務を営む法人の当該業務の担当役員となること等を禁止することができることとする。 (第五十三条第三項及び第四項関係)

### 第三 立入検査の対象追加

立入検査の対象を、この法律の適用を受ける取引、行為等を行った者又はその関係者とする。 (第六十八条関係)

### 第四 対内直接投資等に関する規制の見直し

#### 一 特定取得の届出及び変更勧告等

1 外国投資家は、上場会社等以外の会社の株式又は持分の他の外国投資家からの譲受けによる取得(以下「特定取得」という。)のうち、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得(以下

「国の安全に係る特定取得」という。）に該当しないかどうかの審査が必要となるおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、事業目的、金額、実行の時期その他の事項を届け出なければならないこととする事。 (第二十六条及び第二十八条第一項関係)

2 1の届出日から三十日を経過する日までは、特定取得を行ってはならないこととし、特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、特定取得を行ってはならない期間を、届出日から四月間に限り、延長することができることとする事。

(第二十八条第二項及び第三項関係)

3 2の審査をした結果、特定取得が国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該特定取得に係る内容の変更又は中止を勧告することができることとし、当該勧告を応諾しないなどの場合には、当該特定取得に係る内容の変更又は中止を命ずることができるとする事など、対内直接投資等に係る規定を準用すること。

(第二十八条第五項及び第七項関係)

次の場合において、対内直接投資等が国の安全を損なう事態を生ずるおそれがある対内直接投資等に該当するとき又は特定取得が国の安全に係る特定取得に該当するときは、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができることとする。

(第二十九条関係)

- 1 外国投資家が届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行った場合
- 2 外国投資家が対内直接投資等又は特定取得を行ってはならない期間の満了前に対内直接投資等又は特定取得を行った場合

3 外国投資家が虚偽の届出をした場合

4 外国投資家の変更若しくは中止の勧告に従わず、又は変更若しくは中止の命令に違反した場合

## 第五 附則

- 一 この法律は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

- 二 この法律による改正後の外国為替及び外国貿易法第二十八条第一項及び第二項の規定は、この法律の

施行日から三十日を経過した日以後に行う特定取得について適用するなど、所要の経過措置に関する規定を設けること。

(附則第二条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第五条関係)